

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年から会社B営業所に配属され、建築仕上げ材の営業等の業務に従事していた。

請求人によれば、過労や会社内でのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）により体調不良を起こし、うつ病になったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「中等症うつ病エピソード」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し「適応障害」と診断され、さらに、同月〇日、E病院に転医し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害及び請求人の悪化した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、以後加療を継続していたが、平成〇年〇月上旬に悪化した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に鑑み、専門部会の意見を妥当なものと判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
- (4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、本件疾病発病の原因は、平成〇年度以降の月〇時間を超えるような長時間労働であり、評価期間中の労働時間も調査すべ

きである旨主張している。

この点、当審査会において、意見書別添の「平成〇年〇月までの概ね6か月の休日出勤と残業時間」を精査するも、預金取引履歴明細表により請求人の評価期間中の銀行給与振込額は確認できるが、銀行給与振込額から基本給料を差し引いた差額から、時間外労働時間を算定する方法と根拠が不明であり、休日出勤の1日当たりの単価を〇円、実質労働時間を〇時間とする根拠も不明であることから、上記意見書において主張する残業時間は、採用することができない。

なお、仮に請求人が主張する残業時間を前提として検討するも、請求人の休日出勤の仕事内容は取引先のホームセンターでのイベントであり、経験ある業務の繰り返しで、常時緊張を強いられる状態にはなっていないとみることが相当であるところ、業務量が著しく増加して時間外労働が倍以上に増加した月はないこと、発病直前連続2か月間に〇時間以上の時間外労働や発病直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね〇時間以上の時間外労働も認められないことから、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）、あるいは「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価を「強」と評価するには至らない。

また、請求人には評価期間中の時間外労働を証明するタイムカードなど客観的かつ的確な証拠は存在しないところ、請求人は、「年休については、平成〇年頃か平成〇年〇月〇日頃くらいまでは年間〇日消化しており、毎年年休が足りなくらいでした。」と述べているので、年休取得は十分にできており、会社関係者の申述によっても、平日の請求人は他の従業員より早めに帰宅しているとのことであるから、評価期間において、請求人に恒常的長時間労働があったとは認められない。

- (5) 上記専門部会の意見書によれば、請求人の本件疾病は平成〇年〇月上旬に悪化したものと判断されるところ、請求人は、請求人の本件疾病悪化前おおむね6か月以内において、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、F所長のパワハラと平成〇年〇月〇日の配置転換があった旨主張している。

この点、改めて一件記録を精査したが、決定書理由に説示のとおり、いずれ

の出来事も認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事とは認められない。したがって、請求人に発病した本件疾病が業務によって自然経過を超えて著しく悪化したとは認められない。

(6) 以上のことから、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病及びその悪化は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(7) 請求人は、○病は寛解しており、○病とうつ病との間の因果関係はないと主張するが、当審査会は認定基準に基づいて子細に検討した結果、上記結論に達したものであることから、上記主張は当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

(9) なお、請求人は、決定書の記載に不備がある旨主張するが、当審査会において、請求人が指摘する箇所を精査するも、不備は認められなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。